

受託研究、委託研究、共同研究の実施状況

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門企画調整室

1. 概要

安全研究センターは、第2回規制支援審議会（平成26年11月13日）のコメント等を踏まえ、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について方策を定め、これに沿って中立性・透明性を確保している（規審参4-2「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について」（平成27年2月16日））。

今般、平成28年度の受託事業が、上記方策に基づいて進められたかどうか以下のとおり確認を行った。方策には、受託事業の一環として行う再委託研究、共同研究についても定めがあるため、合わせて確認を行った。

2. 受託研究

方策に定めた各事項について、受託事業毎に確認した。

安全研究センターは原子力事業者からの受託事業や研究資金の提供はなく、原子力事業者に対して許認可対象となる設備を製作し提供していないため、方策の2.（1）①②は該当がない。

方策の2.（1）③についても、原子力事業者からの出向者を従事させている受託事業はない。

再委託を行っている受託事業については、方策の2.（1）④に定める「再委託先の従事者が原子力事業者からの受託事業や契約業務に従事」することを排除するため、再委託に係る契約条件として「本件への従事者は、受託事業実施期間において原子力事業者からの受託事業や研究資金を受けない」「原子力事業者からの受託事業や契約業務への従事者を本件に従事させない」ことを契約書（仕様書に相当する実施計画書）に明記し、利益相反の問題を排除した。

受託事業の実施担当者について、方策の2.（2）②に定める兼務者が、原子力事業者からの受託事業に携わっている原子力規制委員会からの受託事業「(商用再処理施設の経年変化に関する研究)」が1件あるが、当該原子力事業者からの受託の事業内容は経年変化に関する研究ではなく、利益相反の問題が発生しないと考えている。

その他の方策に定める各項目については、特に該当がなかった。

3. 委託研究

再委託研究は、5件の受託事業の一環として、合計8件行っている。方策の2.(1)④に定める確認は上記のとおり。

4. 共同研究

方策4. に定める、受託事業を遂行するに当たって実施する共同研究は1件あるが、事業遂行に不可欠な実機燃料を用いた試験研究に係る共同研究であり、対等な立場で実施する等、利益相反の問題は発生しないと考えている。

*1 原子力災害対策特別措置法（平成十一年十二月十七日法律第百五十六号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ロ 規制法第二十三条第一項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含み、船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者

ハ 規制法第四十三条の三の五第一項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ニ 規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ホ 規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ヘ 規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ト 規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）